

保育ヘルパーの任用、勤務条件等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会参加促進保育ヘルパー派遣要綱に基づき派遣する、保育ヘルパーの任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定める。

(保育ヘルパー)

第2条 保育ヘルパーとして、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき会計年度任用職員として任用される者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 心身ともに健全であること
- (2) 保育士等の資格または子育ての経験を有する者
- (3) 市内に在住していること

(業務)

第3条 保育ヘルパーは、託児ルームにおいて保育を行う。

(採用の方法)

第4条 保育ヘルパーの採用は、選考によるものとする。

2 前項の選考を受けようとするものは、あらかじめ次の各号に掲げる書類を任命権者に提出し、登録を行うものとする。ただし、前年度から継続して登録する者については、第3号を省略することができるものとする。

- (1) 保育ヘルパー登録申込書
- (2) 履歴書
- (3) 自動車運転免許証、健康保険証などの氏名、生年月日が確認できるものの写し

3 前項の登録の有効期限は、当該事業年度の3月末日までとする。

(発令通知書及び承諾書)

第5条 前条により採用される保育ヘルパーには、発令通知書を交付し、当該会計年度任用職員から承諾書の提出を受けるものとする。

2 承諾書には、発令通知書と同様の内容を記載し、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年船橋市条例第24号）に基づく宣誓を行うことができる様式とする。

(勤務)

第6条 勤務は、原則として1時間を単位とする。

2 勤務日、勤務時間及び勤務場所は、別途通知する。

(基本報酬)

第7条 保育ヘルパーの基本報酬は時間額とし、当該額は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）及び会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年度船橋市規則36号）の定めによる。

(報酬の計算)

第8条 保育ヘルパーの報酬計算は、その月の実働時間に応じた時間数により行うものとする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、15分以上30分未満のときは15分、30分以上45分未満のときは30分、45分以上60分未満のときは45分とし、その端数が15分未満のときはこれを切り捨てる。

(災害補償)

第9条 保育ヘルパーの公務上又は通勤上の災害に対する補償は、船橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市規則第33号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日前に改正前の保育ヘルパーに関する基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の保育ヘルパーに関する基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。